



★キューバにおける医療保険加入の義務付け★



キューバでは2010年5月より、キューバへ入国する全ての外国人、国外在住キューバ人は「滞在中の医療費をカバーする保険」への加入が義務付けられています。旅行者の保険への加入は、出発国において行う必要があります。加入する保険は、キューバ政府に承認されている保険会社の保険であることが条件となっております。

**トラベルボデギータはキューバ政府に承認されている
東京海上日動の代理店です！**

お客様の疑問に
お答えします！

どんな保険に加入すればいいの？

海外旅行保険にご加入ください！

なお「医療費をカバーする保険」という観点から「治療・救援費用」を、必ずセットしてご加入いただきますようお願いいたします。
詳しくは、弊社または東京海上日動までお問い合わせください。

保険加入の有無はどうやって確認するの？

キューバ入国時に、「保険証券」または「保険契約証」等の保険加入の証明書を提示します。したがって、ご旅行の際には必ず「保険証券」または「保険契約証」をご持参いただくようお願いいたします。

ケガや病気になった場合はどうすればいいの？

まずは「東京海上日動海外総合サポートデスク」へご連絡ください。
下記に、代表されるキューバ国内の病院をご案内いたします。

＜ご参考情報(代表的な病院例)＞

ハバナ市内
Clinica Central CIRA GARCIA(支払保証(*)可能)

所在地：Calle 20 No.4101 esq.41
Playa Ciudad de La Habana, Cuba.
日本大使館公邸から17ブロック先。道路をはさんで
対面にインターナショナルドラッグストアあり。
電話：+53-7-204-2811
Fax：+53-7-204-2640

サンティアゴ・デ・クーバ
Instituto de Ciencias Medicas de Santiago de Cuba

所在地：Avenida de las Americas y Calle J.
Santiago de Cuba 90100
電話番号：+53-226-26679
※支払保証(*)は出来ません。

(*)支払保証とは、治療費用について全額保険金をお支払いできる場合に、病院受診前に「東京海上日動海外総合サポートデスク」にお電話いただき、海外総合サポートデスクからお客様が治療を受けられたい病院に対してコンタクトをとり、治療費の請求をお客様ではなく東京海上日動に行うよう交渉した結果、病院が了解すればお客様の立替が不要となるサービスです。治療費が少額の場合や、院外処方の場合にはお客様に実費を立て替えていただくこともあります。

ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

＜取扱代理店＞

トラベルボデギータ

＜お問い合わせ先＞

〒107-0062 東京都港区南青山3-8-9ルム青山201
TEL:03-5786-6645 FAX:03-5786-6646

＜引受保険会社＞

東京海上日動火災保険株式会社

＜お問い合わせ先＞

東京海上日動火災保険株式会社 旅行業営業部 営業センター
TEL:03-5299-3525

保険期間
31日以内用

キューバへご旅行に行かれる皆様へ トラベルボテギータから海外旅行保険のご案内

平成24年5月作成

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
お申込の際は、申込書に添付されている「重要事項説明書」を必ずお読みください。

保険金をお支払いする場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、『パンフレット(補償内容のご説明)』をご確認ください。

治療・救援費用／応急治療・救援費用

「医療費をカバーする保険」という観点から必ず治療・救援費用のセットが必要です！

ケガ

旅先でのケガが原因で
治療が必要になった場合



病気

・旅先での病気が原因で治療が必要になった場合
・旅先で旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化して治療が必要になった場合 (*1) (*2)



救援費用

ケガや病気で長期入院
家族に駆けつけてもら
うことになった場合



(*1) 症状の急激な悪化とは？

海外旅行中に生じることに被保険者(保険の対象となる方)があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

(*2) 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約」がセットされているご契約の場合にお支払いの対象となります。本特約に係る治療・救援費用は、1回の病気につき合計で300万円がお支払いの限度となります。(治療・救援費用保険金額300万円超の場合)なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。旅行前に渡航先での診察が予約されていた場合など、保険金お支払いの対象とならない場合があります。詳細については、パンフレット(補償内容のご説明)をご確認ください。

偶然事故対応費用 (*3)

海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故(*4)がもとで、費用の負担を余儀なくされた場合
航空会社に預けた手荷物が出てこなく
て、身の回りの品を買った場合
航空機の出発が遅れ、ホテル代や
食事代等を負担した場合



<保険金お支払い例>

日本に帰国するために空港へ行ったところ、天候不良により航空機が全便欠航になってしまいました。翌日も帰れず、帰国が2日延びたため、ホテル代、タクシー代、食事代等の臨時出費を余儀なくされました。

出典：東京海上日動『世界の医療と安全』

(*3) 身の回り品購入費については、搭乗航空機の到着後6時間以内に航空会社に預けた手荷物が目的地に届かなかった場合で、航空機到着後96時間以内にご負担された費用がお支払いの対象となります。

(*4) 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により発生が証明される予期せぬ偶然な事故によって下記費用をご負担された場合が対象となります。①交通費②宿泊施設の客室料③食事代④国際電話料等通信費⑤渡航手続費⑥渡航先での各種サービス取消料等⑦身の回り品購入費

携行品損害 (*5) (*6) (*7)

旅先で盗難にあい盗まれたものが出てこ
なかった場合や、デジタルカメラ
などを落として壊してしまった場合



(*5) 携行品(パスポートを含みます。)の紛失または置き忘れによる損害については保険金をお支払いできません。

(*6) 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。

(*7) 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、合計で30万円がお支払いの限度となります。(保険金額30万円超の場合)

ご希望のタイプを選び、申込書のご契約タイプ欄にご記入ください。

詳細につきましては、パンフレットをご参照ください。

被保険者(保険の対象となる方)の年齢		69歳以下		70歳以上	
ご契約タイプ		A2	B2	E2	F2
保険金額	傷害死亡	2,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	2,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	無制限	3,000万円	無制限	3,000万円
	応急治療・救援費用(*8)	300万円	300万円	300万円	300万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	—	—
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	20万円	10万円	20万円	10万円
	偶然事故対応費用	5万円	5万円	5万円	5万円
保険料	保険期間 9日まで	8,590円	6,680円	10,210円	7,620円
	10日まで	9,160円	7,130円	10,900円	8,170円
	11日まで	9,740円	7,570円	11,630円	8,720円

各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、被保険者(保険の対象となる方)の年齢・年収などに応じた引受けの限度額がありますので、特に被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する被保険者の同意がない場合はご注意ください。

(*8) 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

2013年4月作成 13-T-00561